

《	所	得	拡	大	促	進	税	制	の	活	用	の	す	す	め	》			
個	人	の	所	得	水	準	の	底	上	げ	を	さ	ら	に	促	進	し	て	い
く	た	め	に	、	従	来	の	要	件	を	緩	和	し	、	よ	り	活	用	し
や	す	く	な	り	ま	し	た	。											
[H	2	7	年	3	月	末	の	判	定	フ	ロ	チ	ャ	ー	ト]		
・	H	2	6	年	度	の	給	与	増	加	額	が	5	%	以	上			
・	Y	E	S	→	平	均	給	与	支	給	額	が	前	期	以	上	の	場	
合	は	、	適	用	可	能	。												
・	N	O	→																
1.	H	2	6	年	度	の	給	与	増	加	額	が	2	%	以	上			
2.	平	均	給	与	支	給	額	は	前	期	以	上							
3.	H	2	7	年	度	の	給	与	増	加	額	が	2	%	以	上			
4.	H	2	7	年	度	の	給	与	等	支	給	額	が	H	2	6			
年	度	以	上																
5.	H	2	7	年	度	の	平	均	給	与	等	支	給	額	が	H			
2	6	年	度	を	超	え	る												
以	上	の	要	件	を	満	た	せ	ば	、	適	用	可	能	。				
こ	の	制	度	は	、	税	額	控	除	の	規	定	の	た	め	、	直	接	法
人	税	額	か	ら	控	除	す	る	こ	と	が	出	来	、	活	用	を	期	待
さ	れ	て	い	ま	す	。													